

令和5年 第7回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月13日（木）午後3時30分から午後4時15分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (12人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (4人)

委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	12番	大拙 孝

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上岡幸宏

参事 磯部高志

農地調整係 係長 荻原美江

主査 飯塚康夫

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和5年第7回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、12名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号7番 小林秀男委員、議席番号8番 新井 勉委員、議席番号9番 若田部明委員、議席番号12番 大舘 孝委員の4名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は13名でございます。

議 長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は12名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第7回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号5番 小関昭男委員、議席番号13番 野村春男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号までであります。

はじめに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条721番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km 所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、野菜類、梅となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条722番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は72.0km 所要時間は1時間30分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、バックホー4台、草刈機4台を所有しております。主な経営作物は、ブルーベリー、梅、マルベリーとなっ

ております。農作業従事人数は3人、従事日数は400日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条723番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km 所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条724番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.1km 所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター、マルチすき、耕運機、噴霧器各1台を所有しております。主な経営作物は、玉ねぎ、きゅうり、いんげん、菊芋等となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号4条154番と4条155番について、調査班、お願いします。

調査班

4条154番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

4条155番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会から

の意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条1005番から1011番について、調査班、お願いします。

調査班

5条1005番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1006番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1007番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は、転用目的が特別養護老人ホームであり、不許可の例外事由である公益性が高いと認められる事業に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1008番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地

基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1009番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1010番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条1011番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号の1007番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1007番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって1007番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1007番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和5年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号非農地527番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地527番について報告いたします。
願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われま
す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して
おり、非農地証明はやむを得ないと思われま
す。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いの
とおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、願いのとおり証明

することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和5年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係及び所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和5年7月13日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありま

せんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和5年第7回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

16時15分閉会